

再利用が 法的義務に!

2023年から
再利用義務が
導入されます。



包装法 (Verpackungsgesetz)
(第33条、第34条) では、2023年1月1日から再利用を義務付けています:

これは、プラスチックからなる、またはプラスチック成分を含み、1回限りの使用を用途とする使い捨て容器の提供に適用されます。テイクアウト食品を提供する業者は、使用中の使い捨て容器に加えて、再利用を可能とする容器をオプションとして提供する必要があります。

テイクアウト飲料の提供に関しては、使い捨てコップに対する代替品として、再利用可能な容器を必ず準備しなければなりません。ここでは、使い捨てコップの材質は問われません。

再利用義務の 履行

テイクアウトのための再利用容器

- 可能性 1: 自らの再利用容器の提供 (ガラス、陶器、プラスチック等)。容器の選択にあたっては、食品への適性に注意してください。
- 可能性 2: 再利用システム用容器を提供している企業のサービスの利用 (再利用容器プーリングシステム等)。

デポジットと値引きのためのルール

- 再利用容器にはデポジットを徴収することが許されます。再利用システムサービスの利用にあたっては、提供者からデポジットの金額が指定されます。
- 使い捨て容器で提供する食品および飲料は、再利用容器によって提供された場合よりも優遇されたり、その他の値引きがあってはなりません。

お客様にお伝えください!

- 飲食業者は、再利用容器の提供についての情報を店舗でわかりやすく提示する必要があります。
- この注意書きは提供商品の提示の大きさと形態にできるだけ沿ったものにしてください。
- この注意書きには次の文章が含まれている必要があります。「Speisen und Getränke in Mehrweg erhältlich. (お料理とドリンクは再利用容器で提供可能です)」食品または飲料のいずれかのみを提供している場合は相応に省略することができます。
- 食品と飲料の配達にあたっては、注文プロセスの際に、再利用容器の選択の可能性について積極的にお伝えください。

回収と衛生についてのルール

- 業者は提供した再利用容器を再び回収する必要があります。再利

再利用義務にあたっての例外規定

再利用義務は、(自由に行き来できる座席および滞在場所の領域を含む) 店舗面積が 80m² 以上 (支店がある場合は加算) または従業員が5人以上¹の飲食業者すべてに適用されます。店舗面積がこれを下回る、または従業員が5人以下¹の小規模な飲食業者が再利用容器や再利用システムの容器を提供できない、もしくは提供したくない場合には、例外規定が適用されます。

¹ 従業員およびパートタイマーの人数の確定にあたっては、毎週の定期的な労働時間が20時間以下の場合には0.5人、30時間以下の場合には0.75人として計算します。

用システムのサービスを利用する場合には、再利用システム業者の容器をすべて回収しなければなりません。

- 再利用容器の回収、洗浄、提供に関しては、衛生法および食品安全性要件の遵守に注意してください。

小規模飲食業者のための例外規定

- 食品と飲料は、持参した清潔な再利用容器に入れる必要があります。
- 飲食業者は、顧客が持参した容器に食品および飲料を入れることを伝えなければなりません。顧客への注意書きには、次の情報が含まれていることが必要です:「Speisen und Getränke in Mehrweg erhältlich. (お料理とドリンクは再利用容器で提供可能です)」または、「Wir befüllen kundeneigene Mehrwegbehälter. (お客様がご持参になった再利用容器にお入れします)」
- 持参された容器に入れる際には、適用中にある衛生法と食品安全性要件の遵守に注意してください。



注意! 法的義務を履行しなかった場合、包装法 第33条および第34条に従って、最大10,000ユーロの罰金が科せられることがあります。

みなさまのご協力をお願いします www.betterworldcup.berlin